

証券コード6718

株 主 各 位

第67回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- ① 連結計算書類の「連結注記表」
- ② 計算書類の「個別注記表」

アイホン株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社（7社）

アイホンコーポレーション、アイホンS.A.S.、アイホンPTY、アイホンPTE.、アイホンUK、アイホンコミュニケーションズ（タイランド）、アイホンコミュニケーションズ（ベトナム）

非連結子会社

アイホンコミュニケーションズ株式会社、GEGA ELECTRONIQUE、株式会社ソフトウェア札幌、株式会社テシオテクノロジー、株式会社日本マイクロリンク

上記非連結子会社はいずれも小規模会社であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（アイホンコミュニケーションズ株式会社、GEGA ELECTRONIQUE、株式会社ソフトウェア札幌、株式会社テシオテクノロジー、株式会社日本マイクロリンク）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

(ロ) デリバティブ……………時価法

(ハ) 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料……………主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）については、当社では定率法、連結子会社では主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
---------	-------

工具器具備品	2～20年
--------	-------

リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

当社は、金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 製品保証引当金

当社は、製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で収益を認識しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。なお、据付工事が付帯した製品の販売については据付工事の顧客検収時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該顧客検収時点で収益を認識しております。また、据付工事部分の収益は、履行義務の充足につれて一定期間にわたり収益を認識しておりますが、ごく短い期間の契約であるため、代替的な取扱いを適用し、原則として完全に履行義務を充足した時点である据付工事の顧客検収時点で収益を認識しております。

役務の提供に係る収益には、主に修理・保守などの業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(ハ) 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

製品保証引当金

(1) 当連結会計年度に計上した金額

製品保証引当金 162百万円

(2) その他の情報

製品保証引当金には、無償保証に係る製品保証引当金と不具合対策に係る製品保証引当金があり、これらは過去の発生実績率や特定案件の合理的な見積りに基づき、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

このうち不具合対策に係る製品保証引当金については、不具合に対する事実関係の確認と原因究明を行い、将来発生する修理費用の不確実性を考慮した最善の見積りに基づき計上しております。

具体的には、①「対象台数」に②「1台当たりの修理単価」を乗じて修理費用を算出し、さらに③「不具合対策の実施率」を乗じて不具合対策に係る製品保証引当金を算出しております。いずれも経営者の判断を伴う重要な仮定であり、特に、③「不具合対策の実施率」は、不具合の原因に照らして対策方針（全件対応の対策か不具合が発現した案件のみ対策等）を決定するため、相対的に不確実性が高くなります。

修理費用の見積額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定していますが、予想しえない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積額と異なった場合、翌年度以降の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 16,333百万円

(2) 受取手形裏書譲渡高 10百万円

(3) 土地の再評価

当社は土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日……………2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△50百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち215百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	18,220,000株	—	—	18,220,000株
合 計	18,220,000株	—	—	18,220,000株
自己株式				
普通株式	1,855,220株	424株	1,753株	1,853,891株
合 計	1,855,220株	424株	1,753株	1,853,891株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 額 の 総 額	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	1,309百万円	80円	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月5日 取 締 役 会	普 通 株 式	818百万円	50円	2024年9月30日	2024年12月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当金の効力発生日が当連結会計年度後となるもの
2025年6月27日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
普 通 株 式	1,309百万円	利 益 剰 余 金	80円	2025年3月31日	2025年6月30日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については自己資本の充実を図り無借金経営を行う方針であります。

投資有価証券の株式は業務上の関係を有する企業の株式であり、これらに係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に時価を把握する体制としております。また、債券に係るデフォルトリスクを回避するため格付けを考慮して分散を図るとともに、金利変動リスクを回避するため5年を超える長期の投資は行わず、ラダー型運用による利率の平準化を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位 百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
有価証券及び投資有価証券（注2）	7,765	7,765	—
資 産 計	7,765	7,765	—

（注1）「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「電子記録債務」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注2）市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

区 分	連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額
非上場株式	1,592

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 百万円)

区 分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
株式	6,205	371	—	6,577
債券	—	1,188	—	1,188
資 産 計	6,205	1,559	—	7,765

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき主にレベル1に分類しております。債券は市場価格、取引金融機関から提示された価格又はモデルに基づき算定された価格によっており、公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	日本	北米	欧州	計		
物品販売	36,513	11,673	4,317	52,507	1,605	54,113
据付工事が付帯した物品販売	7,618	—	—	7,618	—	7,618
役務の提供	1,461	103	17	1,579	4	1,583
顧客との契約から生じる収益	45,593	11,777	4,335	61,706	1,609	63,316
外部顧客への売上高	45,593	11,777	4,335	61,706	1,609	63,316

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、オーストラリア及びシンガポールの現地法人の事業活動を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループは、戸建住宅向けシステム、集合住宅向けシステム、医療・福祉施設向けシステム、オフィス・公共施設向けシステム等の電気通信機器の製造・販売を主な事業としております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

履行義務を充足した後の通常の支払期限は、1か月～6か月であります。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き額等を控除した金額で測定しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

据付工事を伴わない物件に対しては、セットで商品を販売することがあります。これらの商品は独立して販売していないため、社内取引価格にマークアップ率を加算することにより独立販売価格の見積りを行っております。取引価格は、販売価格を当該独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの商品に配分して算定しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,588
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	13,444
契約資産（期首残高）	122
契約資産（期末残高）	43
契約負債（期首残高）	361
契約負債（期末残高）	363

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は81百万円であります。

契約資産は、主に据付工事にかかる請負契約等（ごく短い期間の契約を除く）について、進捗率の測定に基づいて認識した収益に関する未請求の対価であります。契約資産は、顧客検収時点で売掛金へ振替えられます。

契約負債は、主に保守サービス契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,079円37銭

(2) 1株当たり当期純利益 221円18銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式……………移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・ 市場価格のない株式等……………移動平均法に基づく原価法

なお、債券のうち「取得価額」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）により原価を算定しております。

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

製品・仕掛品・原材料……………総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

補助材料……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

……………定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年

工具器具備品 2～20年

② リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、将来発生する修理費用の見積額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

製品の販売については製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引き渡し時点で収益を認識しておりますが、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。なお、据付工事が付帯した製品の販売については据付工事の完了時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、据付工事の完了時点で収益を認識しております。

役務の提供に係る収益には、主に修理・保守などの業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

製品保証引当金

(1) 当事業年度に計上した金額

製品保証引当金 151百万円

(2) その他の情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 追加情報に関する注記

該当事項はありません。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 8,915百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示されたものを除く）

短期金銭債権 1,011百万円

短期金銭債務 1,993百万円

(3) 保証債務

該当事項はありません。

(4) 取締役及び監査役に対する金銭債務

該当事項はありません。

(5) 受取手形裏書譲渡高

10百万円

(6) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

② 再評価を行った年月日……………2002年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額……△50百万円

なお、再評価後の帳簿価額のうち215百万円は、投資その他の資産の「その他」に含まれております。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引（売上高） 10,597百万円

営業取引（仕入高等） 18,447百万円

営業取引以外の取引 522百万円

(2) 研究開発費の総額

4,750百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普 通 株 式	1,855,220株	424株	1,753株	1,853,891株		

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分によるものであります。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位 百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	10
棚卸資産	735
未払賞与	242
未払費用	59
未払事業税	38
未払事業所税	9
製品保証引当金	46
退職給付引当金	43
未払役員退職金	43
減価償却費	1,792
投資有価証券評価損	262
会員権評価損	23
その他	315
繰延税金資産小計	3,622
評価性引当額	△705
繰延税金資産合計	2,917
繰延税金負債	
圧縮記帳準備金	△2
その他有価証券評価差額金	△1,349
その他	△30
繰延税金負債合計	△1,381
繰延税金資産の純額	1,536
再評価に係る繰延税金資産	218
評価性引当額	△218
再評価に係る繰延税金負債	△121
再評価に係る繰延税金負債の純額	△121

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2百万円増加し、法人税等調整額が41百万円、その他有価証券評価差額金が38百万円、それぞれ減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は3百万円増加し、土地再評価差額金が同額減少しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 9. 収益認識に関する注記 (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種 類	会社等の名称	所 在 地	資 本 金 ま た は 出 資 金	事業の内容 または職業	議 決 権 の 所有(被所有)割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	アイホンコミュニケーションズ (タイランド)	タイ チョンブリー県	350 百万バツ	製 造 業	所有 直接 100.0%	当 社 製 品 の生産	製品・半製品 の購入等	11,307	買 掛 金 未 払 金	1,088 0
子会社	アイホンコミュニケーションズ (ベトナム)	ベ ト ナ ム ビンズオン省	18 百万米ドル	製 造 業	所有 直接 100.0%	当社製品の 生産、資金 の貸付	製品・半製品 の購入等	6,567	買 掛 金	716
							貸付金の回収 利息の受取	645 25	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金 流動資産[その他] (未 収 収 益)	59 179 3
子会社	アイホンコーポレーション	ア メ リ カ ワシントン州	82,500 米ドル	卸 売 業	所有 直接 100.0%	当 社 製 品 の販売	製品の販売等	7,019	売 掛 金	465

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,128円42銭
---------------	-----------

(2) 1株当たり当期純利益	175円30銭
----------------	---------

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。